

研究ノート

連結財務諸表における会計情報の開示と国際化の進展

～アンケート調査からの一考察～

武井敦夫* 大林久人**
久永知弘*** 徐立***

金融制度改革およびこれに伴う経済体制の変化である「いわゆる金融ビッグバン」によって、財務や会計の分野においても様々な変化が発生している。そしてこの変化は、財務や会計が持つ情報提供機能の重要性を高めている。本稿では、こうした情報提供のうち連結会計情報を中心にして、最近実施したアンケート調査の結果から、会計情報の開示と国際化について検討を進めた。

アンケート調査の結果として、連結会計情報の国際化と情報開示について、次のことが指摘できる。まず会計情報の国際化については、すでに海外の市場で資金調達を行っている企業と日本の国内市場だけを対象としてきた企業の違いが大きい。また情報開示については、詳細な会計情報よりも理解しやすい年次報告書などの会計情報を、インターネットなどの情報技術を用いて広範に知らせることを、企業は指向している。

日本における今日の変革が会計情報の国際化を進め、情報開示の必要性を高めていることは、もはや間違いない事実である。企業はこれに対応していかなければならないが、問題点も数多く残されていることが指摘される。

1. はじめに

金融制度改革およびこれに伴う経済体制の変化である「いわゆる金融ビッグバン」によって、金融業界のみならず企業を取り巻く経営環境は大きく変化している。そして、企業に対する要求も多様化し、顧客に対する財貨、サービスの提供ばかりではなく、様々なステークホルダーに対する情報の提供が求められている。こうした時代の変化の中で、財務や会計の分野においても様々な変化が発生している。さらに、この変化は財務や会計が持つ情報提供機能の重要性を高める方向に動いている。

本稿は、こうした情報提供機能のうち連結会計情報による情報提供を中心にして検討を加える。これまで日本では連結会計情報、特に連結財務諸表による情報提供よりも、企業の個別財務諸表が重視されてきた。しかしながら、近年の様々な変化の中で、連結財務諸表による情報提供が重視されつつある（小島、1987）。

こうした傾向を考慮して、本稿では最近実施した連結財務諸表に関するアンケート調査を手がかりにして、連結財務諸表における会計情報の開示と国際化の進展について論述する。本稿で扱う調査では、既に連結財務諸表を作成するか、近年中に作成することを公表している上場会社910社（金融・証券・保険業を除く）を対象として、アンケート用紙を2月3日に発送し、3月16日までに257社（回収率28.2%）から回答を得ることができた。（アンケートに協力していただいた主な企業については、最後に示す図表2を参照されたい。）

今回の調査において、特に連結財務諸表を作成する企業に重点を置いたのは、投資家からの情報開示要求が企業単独ではなく、グループとしての収益力を示す情報、つまりグループ会計情報の

* 東京情報大学助教授

** 東京情報大学教授

*** 東京情報大学大学院経営情報学研究科

開示を強く求めているからである。つまり、これまで主に使用されてきた企業の個別財務諸表に対して、アメリカなどが重視する連結財務諸表の比重が高まりつつあるためである。

また、この調査に先立って昨年実施された予備的な韓国の現地調査（以下、韓国調査とする）においても、同様の傾向が見られている（品田、大林、1998）。韓国調査においては、現代（ヒュンダイ）自動車などの財閥グループを中心に調査した。同社を含む決算書類のインターネット版（英語版）について検討し、全般的な記述および注釈に着目して考察した。（現代自動車のURL、<http://www.hmc.co.kr/>などを利用した）その結果として、韓国企業における連結財務諸表重視の傾向が確認できた。さらに、韓国会計士協会（KICPA）が1997年4月に初めての試みとして英訳したAccounting Laws and Regulationにおいても同様の傾向が見られる。こうした状況に加えて、昨年は韓国の財閥グループ破綻がたびたび報じられた。この予備的な調査の結果として、連結財務諸表の重要度が改めて認識される様子が看取されたのである。

一般に韓国における連結財務諸表は、提出を要求される企業について日本と異なっている（中央監査法人、1995）。より具体的には、韓国においては全ての最終的な持株会社に要求されるのに対して、日本では上場親会社のみ要求される点である。しかしながら、これ以外の子会社の連結方法、のれんの5年間での償却、持分法の適用など様々な点で、韓国と日本の連結財務諸表は類似している。こうしたことから予備調査の対象とし、以上のような傾向を看取したのである。

2. アンケート調査について

以上のような問題意識から、日本におけるグループ会計情報の動向について把握するために、既に連結財務諸表を作成しているか近年中に作成することを公表している上場会社をインターネットのホームページ情報などを参考にして選定し、そのうち910社（金融・証券・保険業を除く）を対象としてアンケートを送付し、257社（28.2%）から回答を得た。

アンケート内容は以下に示すQ1からQ7の質問であり、全般的な会計情報の国際化についての質問が3つ、連結財務諸表についての質問が2つ、会計情報の開示に関する質問が2つである。具体的な内容とそれに対する回答の単純集計結果は次のとおりであった。特にQ3、Q5は複数回答可能であるが、その他の設問は択一式の回答を要求したものである。また、択一式であるにもかかわらず回答の集計数の合計が257に満たない設問は、企業からの回答が無記入あるいは制度の改正を待って決めるというような注記のみがあった設問である。

Q1 貴社では、いつごろから国際会計基準(IAS)またはS E Cに準拠した有価証券報告書を開示されるご予定になっておられますか。

[A]すでに準拠	16	[I]1997年度から	0	[U]1998年度から	5
[E]1999年度から	17	[F]未定	218		

既に準拠と回答された企業は、海外投資家向けにS E C準拠の連結財務諸表を作成し、年次報告書で開示している旨の注記が多かった。すでに海外の市場で資金調達を行っている企業と日本の国内市場だけを対象としてきた企業の違いであろう。また未定と回答してきた企業の多くは証券取引法の改正、連結財務諸表制度に関する国内規則の改正待ちといった趣旨の注記が添えられて

おり、「現時点では、IASの適用は考えていない」「国内基準に合致する範囲内での対応しか考慮していない」もののIASの基準に合致するような法改正が実施されればそれに従うつもりでいる企業が多いと思われる。

Q2 貴社が連結する子会社、関連会社は国際会計基準の導入により影響を受けるかどうかをお聞かせください。

[7]従来通りの株式持分比率による	69	[4]実質支配基準を一部とりいれる	91
[ウ]すべて実質支配基準による	77	無回答	20

無回答の各社は証券取引法の改正、連結財務諸表制度に関する国内規則の改正待ちとの注記をおこなっている企業である。恐らくは、従来通りの株式持分比率による子会社の連結が前提と考えているのであろう。

またQ2で「すべて実質支配基準による」と答えた企業は、これに関連して連結財務諸表の作成について質問したQ5では「実質支配基準による連結のほうがより実態に近づく」との回答が寄せられるものと期待していたが、そのとおりの回答が寄せられたのは56社で残りの21社からは「効果があるとは思えない」「手続きが繁雑になるだけ」といった実務担当者の声が寄せられていた。また、「従来通りの持株比率による」旨の回答のあった69社の中にもQ5では「実質支配基準による連結のほうがより実態に近づく」と答えた企業が24社約35%あり、「効果があるとは思えない」19社「手続きが繁雑になるだけ」18社を上まわった。こうしたことから推測して、企業の方針と決算実務の担当者の考えは必ずしも一致はしないようである。この点については、将来的にさらに検討してみたい。

Q3 貴社が作成される財務諸表に国際会計基準をどのレベルまで適用されるか、お考えをお聞かせください 複数回答をお願いします。

[7]税効果会計の採用	158	[4]棚卸資産の時価評価	33
[ウ]有形固定資産の時価評価	21	[4]金融資産および負債の時価評価	77
[ウ]外貨建て取引引きの換算	89	[カ]キャッシュフロー計算書の作成	184
[キ]企業年金会計の導入	45	[ク]包括利益計算書の導入	15
[ク]一株当たり利益の注記	113	[コ]工事進行基準の全面採用	15

この設問にも全く無回答の企業があったが証券取引法の改正、連結財務諸表制度に関する国内規則の改正待ちの状態では回答のしようがないということであろう。各項目ともに、多くの課題が残るものである。

Q4 株主あての事業報告書から本店分の財務諸表を省略し連結財務諸表のみとされるご予定はお持ちですか。

[7]いまのところない	256	[4]____年 期ころを予定している	1
-------------	-----	---------------------	---

この設問に対しては、商法の改正など法改正を待ってそれにあわせる旨の注記が多かった

Q5 今後作成する連結財務諸表に関して、ご意見をお聞かせください（複数回答可）。

[7]実質支配基準による連結のほうがより実態に近づく	133
[1]実質支配基準は連結範囲を拡大するだけで効果があるとは思えない	60
[ウ]実質支配基準では手続きが繁雑になりすぎて対応しきれない	43
[イ]実質支配基準では連結すべき相手も上場会社である場合複雑なことになる	24

この設問には、連結財務制度の改正により実質支配基準が採用されればそれに従うとしながらも、実務的にイウエを選んで回答された企業が多かった。例えばイでは、会計情報の有用性を高めるなどの効果に対して疑問が提示されている。

中には、「独立傾向の強い子会社など支配関係と実態の把握には困難がともなう。」あるいは「現在のところ100%株式保有の子会社しかないので、実質支配基準の適用は考えていない。」旨の注記をされた企業もあった。日本ではこれまで欧米のように支配関係を明示してこなかったため、こうした回答が示されたのであろう。

Q6 4 半期別財務諸表の開示の予定はお持ちですか。

[7]いまのところない	223	[1]他社の様子をみてきめる	32
[ウ]____年 期からを予定している	1		

Q7 インターネットのホームページで株主あての業務報告書を開示されるご予定はお持ちですか。

[7]すでに公開している	47	[1]1998年7月ころから	5	[ウ]1999年7月ころから	2
[イ]未定	201				

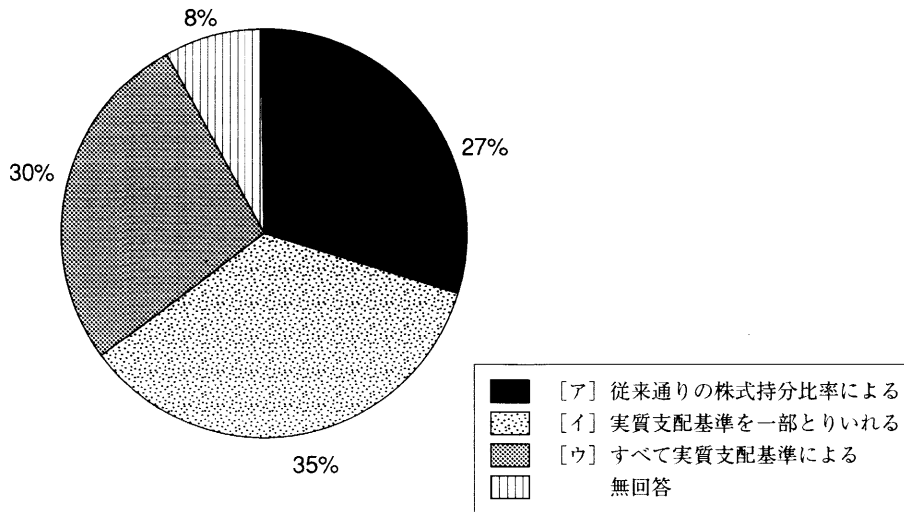
この設問に対しては、完全な形式の有価証券報告書ではなく、年次報告書またはその抜粋などをホームページに掲載しているとの回答を寄せた企業も「既に公開している」としてカウントした。インターネットの普及にともない、企業PRの手段としてのホームページの開設・財務情報の開示などは急速に進むものと期待される。

3. アンケート調査からの考察

アンケート結果からの考察事項として、幾つかの視点を指摘しておきたい。

まず全般的な会計情報の国際化については、国際会計基準 (IAS) またはSECへの準拠、その影響、および適用レベルについて質問した。すでに準拠と回答した企業は、海外投資家向けにSEC準拠の連結財務諸表を作成し、年次報告書で開示している旨の注記が多かった。また影響については、幾つかの企業が証券取引法の改正、連結財務諸表制度に関する国内規則の改正を見てか

図表1 国際会計基準導入の影響



らでないと判断できないと注記している。さらに、適用レベルについては、前の質問との関連から判断が困難であるとの指摘も多かった。

日本における連結財務諸表の作成は、証券取引法上で1977年4月1日以降に開始する連結会計年度から義務づけられた。しかしながら、義務づけまでには1975年6月の企業会計審議会による「連結財務諸表の制度化に関する意見書」の提出と連結財務諸表原則の制定が必要であった。また具体的かつ実務的な手引きとして、1976年10月に制定された「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（一般に連結財務諸表規則と呼ばれる）が必要となった。こうした経緯を考えても、これからの企業の対応が制度の変更を待ってからになることは、容易に理解されるところである。

次に連結財務諸表については、本店分の財務諸表省略の可能性と実質支配基準の問題について質問した。前者については、商法の改正など法改正を待ってそれにあわせる旨の注記が多かった。後者については、連結財務制度の改正により実質支配基準が採用されればそれに従うとしながらも、実務的に問題点をあげる企業が多かった。

こうした対応については、連結財務諸表の体系が日本とアメリカに代表される他の諸国において異なっていることが、原因になっていると考えられる（小島、1993）。日本の連結財務諸表の体系としては、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結剰余金計算書（その他に連結キャッシュフロー計算書など）がある。これに対してアメリカの連結財務諸表の体系では、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結資本勘定変動表、連結財政状態変動表がある。特に、最後の連結財政状態変動表は特徴的であり、資金会計が取り入れられている。こうした相違から、日本の制度改正による方向性の提示を待っている状態なのである。

さらに連結財務諸表においては、先にも述べたようにアメリカは連結が主体なのに対して、日本では個別を主体としていることがある。日本では個別財務諸表基準によって、これを基礎とした連結財務諸表の作成が求められている（三田会計社、1988）。そのためアメリカのような連結主

体の対応は現在のところ取り難いものと考えられる。

その他にも、連結財務諸表自体の持つ問題点である、連結による業績の平準化、連結除外による見落とし、為替評価の必要性、複数事業の統一的評価の必要性などの問題もあり、対応に苦慮しているものと思われる（大田昭和監査法人、1985）。

また実質支配基準の採用について考えれば、アメリカにおいても財務会計基準委員会（Financial Accounting Standards Board）が、1987年10月の基準書No.94で実質支配基準の重視を求めたように、必要性は高い。しかしながら、これまでの持分法に比較して、企業の支配を判断することはかなり難しくなったと思われる。このため日本においても、かなりの問題を伴うことになると思われる。

最後に会計情報の開示については、4半期別財務諸表の開示とインターネットのホームページによる開示について質問した。前者については、否定的な回答が多かった。後者については、インターネットの普及にともない、企業の情報開示手段として、ホームページの開設や財務情報の開示などは急速に進むものと期待される。

4. 連結会計情報における情報開示と国際化の進展 ～アンケート調査からの視点に関連して～

次にアンケート調査に対する視点に関連して、連結会計情報の国際化と情報開示について指摘しておきたい。

まず会計情報の国際化については、すでに海外の市場で資金調達を行っている企業と日本の国内市場だけを対象としてきた企業の違いが大きいと考えられる。つまり、企業の立脚する市場が国際的であるかどうかによって、会計情報の国際化の必要性も変化していくことになる。但し、国内基準が国際基準に従う形で整備されることになれば、これに対応せざるをえないことは多くの企業が認めている。つまりは、証券取引法や連結財務諸表制度に関する国内規則の改正待ちというところである。また、実質支配基準など詳細な規定については、企業の方針と実務担当者の考えが一致しないことも考えられる。

一般に連結財務諸表原則、特に一般原則に示されている真实性の原則、明瞭性の原則、継続性の原則、重要性の原則などは日本ばかりではなく国際的にも通用する原則であると思われる。しかしながら、個別財務諸表基準性の原則など日本的な考え方も幾つか含まれている。これを守るべきなのか、あるいは国際化のために変更すべき必要があるのか考慮すべき点は多い。最近の傾向からすれば、個別財務諸表が国際的にあまり評価されないことを考えて、何らかの対策を考えていく必要があろう。

また情報開示については、詳細な会計情報よりも理解しやすい年次報告書などの会計情報を、インターネットなどの情報技術を用いて広範に知らせることを、企業は指向していると思われる。

5. おわりに

本稿では、最近実施したアンケート調査の結果の検討から、連結財務諸表における会計情報の開示と国際化の進展について述べた。今日の変革が会計情報の国際化を進め、情報開示の必要性を高めていることは、もはや間違いない事実である。企業はこれに対応していかなければならないが、問題点も数多く残されていることが指摘される。

図表2 アンケート協力企業の一覧

株式会社ハウスイ	株式会社キヤッツ	スーパー大栄
株式会社サカタのタネ	シーイーシー	株式会社ケーヨー
三井鉱山株式会社	住友重機工業株式会社	株式会社アデランス
日鉄鉱業	日立建業株式会社	鈴丹
関東天然瓦斯開発	クボタ	デオデオ
オリエンタル建設	株式会社小森コーポレーション	リンガーハット
飛島建設	住友精密工業	フットワークインターナショナル
フジタ	株式会社荏原製作所	コメリ
太平洋工業株式会社	西島製作所	マルイチ産商
矢作建設工業	ダイキン工業	高島屋
日成ビルド工業	椿本チエイン	松坂屋
中外炉工業	日本コンベア	丸善株式会社
株式会社不二家	ダイフク	株式会社松屋
株式会社ニチレイ	CKD	株式会社伊勢丹
加ト古	日本精工株式会社	そごう
神栄	NTN	岩田屋
鐘紡株式会社	株式会社日立製作所	株式会社十字屋
東邦レーヨン	株式会社東芝	壽屋
住江織物	三菱電機株式会社	ジャスコ株式会社
日東製網	富士電機株式会社	マイカル
ワコール	マキタ	ユニー
北越製紙株式会社	松下精工	平和堂
日本加工製紙株式会社	株式会社高岳製作所	株式会社ヤオコー
日東化学工業株式会社	ダイヘン	三谷産業
住友化学工業	日新電機	東京建物株式会社
住友精化	オムロン	株式会社テーオーシー
石原産業	NEC	フジ住宅
日本曹達	岩崎通信機株式会社	明和地所株式会社
ダイソー	東洋通信機株式会社	東京急行電鉄
電気化学工業株式会社	株式会社田村電機製作所	京成電鉄
イビデン	日本信号株式会社	伊豆急行
高圧ガス工業	アンリツ株式会社	東日本旅客鉄道
四国化成工業	トーキン	西日本旅客鉄道
日本ゼオン	ティーディーケー株式会社	広島電鉄
簡中プラスチック工業	三洋電機	阪急電鉄
積水化成成品工業	タムラ製作所	南海電気鉄道
日本油脂株式会社	アルプス電気株式会社	京阪電気鉄道
花王株式会社	日本コロムビア株式会社	神戸電鉄
三洋化成工業	クラリオン株式会社	京福電気鉄道
三共株式会社	日立マクセル	三重交通
メイテック	横河電機株式会社	丸全昭和運輸
富士ソフトエービーシー株式会社	山武ハネウエル株式会社	泉州電業
平和紙業	ビケンテクノ	日本商事
三共株式会社	日鉄商事	札幌通運
藤沢薬品工業	明電舎	福山通運
中外製薬株式会社	タバイエスベック	エスライシギフ
ミドリナ宇	ウシオ電機株式会社	神姫バス
エーザイ株式会社	北陸電気工業	北海道中央バス
参天製薬	伊藤忠商事株式会社	濃飛西濃運輸
エスエス製薬株式会社	ニチメン	日本郵船
富士レビオ株式会社	ムトウ	ナビックスライン
中国塗料	株式会社三陽商会	川崎汽船
富士写真株式会社	株式会社ナイガイ	昭和海运
ライオン株式会社	市田株式会社	玉井商船
イハラケミカル工業株式会社	兼松株式会社	太洋海运
日本石油株式会社	ツカモト株式会社	東京船舶
昭和シェル石油株式会社	ルシアン	国際航業
コスモ石油株式会社	日本紙パルプ商事株式会社	三井倉庫株式会社
住友ゴム工業	東京エレクトロン株式会社	伊藤忠倉庫
オカモト	株式会社東京ソーワール	川西倉庫
旭硝子株式会社	大阪魚市場	兵機海运
日本セメント株式会社	シャデイ	株式会社キュービー流通システム
クロサキ	山善	文淳堂
NKK	住友商事株式会社	中国電力
日清製鋼	加商株式会社	北陸電力
東京製鋼株式会社	小林産業	東北電力
日本冶金工業株式会社	阪和興業	四国電力
日立金属株式会社	正栄食品工業株式会社	東京ガス
日本金属株式会社	権崎産業株式会社	大阪ガス
栗本鉄工所	三愛石油株式会社	東京美装興業株式会社
旭テック	藤井	公益社
株式会社日本製鋼所	株式会社ダーバン	ダイヤモンドコンピュータサービス
三夏伸銅株式会社	キング	株式会社光栄
株式会社フジクラ	シナネン	三井グリーンランド
三菱電線工業株式会社	ゼット	よみうりランド
第一電工株式会社	サンリオ	東洋デック
文化シャッター株式会社	新光商事	カブコン
三協アルミニウム工業	トーホー	藤田観光株式会社
トステム	電響社	株式会社東急ホテルチェーン
オークマ	加賀電子株式会社	東急観光株式会社
豊田自動織機製作所	都築電気株式会社	株式会社アイネス
豊和工業	サト	ナカイ
津田駒工業	千趣会	日商エレクトロニクス株式会社
東海リース	タカキュー	(順不同)

例えば、連結財務諸表（金額情報）ばかりではなく、連結財務情報（例えば年度間比較の情報など）が必要であるかといった問題がある。また、連結財務諸表を補うためのセグメント財務情報の必要性といった問題も考えられる（武井敦夫、1991）。こうした問題を解決しつつ、企業は国際化や情報化の進展に対処していかなければならない。

付記：

本稿は、日本財務管理学会第9回全国大会の報告

「グループ会計情報における情報開示と国際化の可能性－企業アンケート調査からの一側面－」（平成10年6月27日、高千穂商科大学、報告者：武井敦夫）を加筆修正したものである。

参考文献

1. 監査法人三田会計社（1988）「企業集団会計の実務」中央経済社、16－25.
2. 小島義輝（1987）「アニュアルレポートの読み方」日本経済新聞社、50－56.
3. 小島義輝（1993）「英文会計入門」日本経済新聞社、36－38、219－221.
4. 大田昭和監査法人（1985）「アメリカの会計実務詳解〔第2版〕」中央経済社、613－616.
5. 中央監査法人（1995）「会計基準国際比較ハンドブック」中央経済社、386－391、432－433.
6. 品田正、大林久人（1998）韓国会計制度上の脚注開示と状況（研究ノート）「東京情報大学研究論集」第1巻第3号、175－191.
7. 武井敦夫（1991）現代経営におけるセグメント会計の形成基盤とその適用「産業経理」第51巻第1号、118－131.